

請 書 (印刷物製造)

印 刷 物 の 名 称	
履 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	¥ 内 請 負 代 金 ¥ 〔 訳 消費税額及び地方消費税額 ¥ 〕
請負代金額の支払い方法	検査完了後支払い
仕 様 書	別添のとおり

上記の印刷物製造請負については、米沢市契約規則及び裏面に定める諸条件を遵守し、請負契約を約諾する。

上記確認のため、この請書を提出します。

年 月 日

米 沢 市 長 あて

受注者 住所又は所在地
氏名又は名称
及 び 代 表 者



印 紙

注) () 書は、消費税及び地方消費税の納税義務者の場合使用すること。

米 沢 市

記

(総 則)

第1条 この条項において、「発注者」とは米沢市を、「受注者」とは請負者をいう。

(変更請書)

第2条 この請書による条件を変更する必要があるときは、変更請書により行なうものとする。

(検査及び引渡し)

第3条 受注者は、印刷物製造を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して印刷物製造完了通知書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の印刷物製造完了通知書を受理したときは、その日から10日以内に成果物について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを取替え、又は修補して再検査を受けなければならない。この場合においては、取替え、又は修補の完了を製造の完了とみなして、前2項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該印刷を発注者に引渡すものとする。

(秘密の保持)

第4条 発注者は、印刷物製造請負の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第5条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。